

●香川県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年10月15日から同年11月5日まで一般の縦覧に供する。

平成22年10月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 福田原観音寺線（242号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市柞田町字山王丙 1135番2地先から	前	11.0~18.0	51	設計変更に伴う一部区域の追加 による区域変更並びに当該変更 により追加された区域及び平成 18年香川県告示第559号で区域 変更した区域の一部の供用開始
観音寺市柞田町字中村丙 1729番2地先まで	後	11.0~18.0	64	

- 4 供用開始の期日 平成22年10月15日